特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名		
1	和歌山県串本町 価書	住民基本台帳整備事務	基礎項目評

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

串本町は、住民基本台帳事務に関する特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県串本町長

公表日

令和6年5月31日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

_ Ⅰ 関連情報	
1. 特定個人情報ファ	アイルを取り扱う事務
①事務の名称	住民基本台帳整備事務
②事務の概要	・住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出及びその記録を管理し、住居関係の公証等に関する事務の処理を行っている。また、住基法に基づく住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同で構築している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①個人単位の住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村への通知 ⑤本人等の請求による住民票の写しの交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪サービス検索・電子申請機能による受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	1. 総合行政 住民記録システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 中間サーバー 4. 統合 宛名システム 5. サービス検索・電子申請機能 6. 申請管理システム 7. 証明書コンビニ交付システム
2. 特定個人情報ファ	アイル名
1 宛夕其木ファイル	2 京夕房麻ファイル、 3 仕其思動ファイル。

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

番号法第7条、第8条、第16条、第17条、附則第3条第1項、第2項、第3項 住基法第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第12条の4、第14条、第24条の2、第3

住基法第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第12条の4、第14条、第24条の2、第30条の6、第30条の10、第30条の12

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無

<選択肢> 1)実施する 2)実施しない

②法令上の根拠

②所属長の役職名

番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第8項、第9項、第11項、第16項、第18項、第20項、第23項、第27項、第30項、第31項、第34項、第35項、第37項、第38項、第39項、第40項、第42項、第48項、第53項、第54項、第58項、第59項、第61項、第62項、第66項、第67項、第70項、第77項、第80項、第84項、第89項、第92項、第94項、第96項、第101項、第102項、第103項、第105項、第106項、第108項、第111項、第112項、第113項、第114項、第116項、第117項、第120項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署 和歌山県串本町住民課

住民課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 和歌山県串本町(住民課) 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5 0735-62-0561

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

<mark>連絡先 和歌山県串本町(住民課) 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5 0735-62-0561</mark>

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	13年7月31日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	13年7月31日 時点				
3. 重大事	故						
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類							
[基礎2)又は3)を選択した評価実施	項目評価		占语用部	ᆙᄺᆂᄁᄔᄼᅞ	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及ひ 3) 基礎項目評価書及ひ 3) 基礎項目評価書及ひ	全項目評価書			
されている。	心(成)天川〜	ういては、それぞれ里	从块口面	「叫音人は主体	は日計画者において、クス	ノ対象の計幅が記載			
2. 特定個人情報の入手(竹	青報提供	ŧネットワークシステ.	ムを通じ	た入手を除く	.)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない									
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワーク	システム	を通じた提供る]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	≤の接続		[]接線	売しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れている]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・2	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 監査									
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監	查			
9. 従業者に対する教育・啓	外								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	5. 評価実施機関における担 当部署②所属長	住民課長 西山 清志	住民課長	事後	新様式による課長名の削除
令和1年6月26日	Ⅳリスク分析	_	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追 加
令和3年8月13日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	番号法改正による号ズレ
令和3年8月13日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	串本1800	サンゴ台690番地5	事後	庁舎移転による住所変更
令和3年8月13日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時 点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和3年7月31日 時点		
令和6年5月24日	I-1-②事務の概要	基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出及びその記録を管理し、住居関係の公証等に関する事務の処理を行っている。また、住基法に基づく住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同で構築している。・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①個人単位の住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載修正、③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村への通知 ⑤本人等の請求による住民票の写しの交付⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更	を行っている。また、住基法に基づく住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同で構築している。・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①個人単位の住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載修正③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村への通知 ⑤本人等の請求による住民票の写しの交付⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月24日		台帳イツトリークンステム 3. 中间サーハー 4. 統合宛名システル	1. 総合行政 住民記録システム 2. 住民基本 台帳ネットワークシステム 3. 中間サーバー 4. 統合宛名システム 5. サービス検索・電子 申請機能 6. 申請管理システム	事後	
令和6年5月31日	1 - 1 - ③システムの名称	台帳ネットリークンステム 3. 中間サーハー 4. 統合宛名システム 5. サービス検索・電子 中語機能 6. 中語管理システム	1. 総合行政 住民記録システム 2. 住民基本 台帳ネットワークシステム 3. 中間サーバー 4. 統合宛名システム 5. サービス検索・電子 申請機能 6. 申請管理システム 7. 証明書コ ンビニ交付システム	事前	